

《資産計上となる取引》

1. 資産計上となる取引

施設機械などの有形固定資産の他、無形固定資産、投資、繰延資産などは、現金預金を支出してもその年の経費とはなりません。

資産計上となる取引一覧

取引の内容	会計上の取扱い
土地、農業機械・施設等の取得(購入)	有形固定資産の各科目に計上 耐用年数で減価償却(土地を除く)
建設中の建物等のために支出した経費。	有形固定資産の「建設仮勘定」に計上 完成後に「建物」等の有形固定資産の各科目に振り替え、耐用年数で減価償却
育成中の生物(果樹、牛馬等)に対して支出した経費。	有形固定資産の「育成仮勘定」に計上 成熟後に有形固定資産の「生物」勘定に振り替え、耐用年数で減価償却
第一種電気通信業者(NTTなど)との加入電話契約に基づいて支出する工事負担金。	無形固定資産の「電話加入権」に計上 解約等により加入金の返還があったときに取り崩す
10万円以上のソフトウェアの購入、委託開発費用。	無形固定資産の「ソフトウェア」に計上 5年間の月割り均等償却
出資による持ち分、JA出資金など。	投資等の「出資金」に計上 脱退や譲渡等により出資金の返還があったときに取り崩す
積立保険料、積立共済掛金。建物更生共済、農機具更新共済などの積立金部分。	投資等の「保険積立金」に計上、積立とならない部分(掛け捨て部分)は費用に計上する。 保険金の受取や満期時に積立金を取り崩し、差額があれば益金に計上
法人設立のために特別に支出する費用及び開業準備のために特別に支出する費用。定款作成費用、設立登記費用、設立総会費用など。	繰延資産の「創立開業費」に計上 旧商法上の繰延資産は任意償却

取引の内容	会計上の取扱い
客土の費用(農業特有のものとして税法固有の繰延資産に該当)。	繰延資産(又は長期前払費用)に計上 概ね3年程度で均等償却、20万円未満は全額損金算入が可能
同業者団体等に対する入会金のうち他に譲渡できるもの及び出資の性質を有するもの	譲渡又は脱退するまで資産に計上 脱退や譲渡等によりに入会金の返還があったときに取り崩す
同業者団体等に対する入会金のうち他に譲渡できないもの及び出資の性質を有しないもの	繰延資産に計上 5年均等償却 20万円未満は全額損金算入が可能
同業社団体等に対する会費のうち同業者団体が会館の取得、会員相互の懇親、政治献金等の目的のために支出する会費。	前払費用として資産に計上 同業者団体が現実に支出した時点でその用途に応じ「繰延資産」、「福利厚生費」、「寄附金」等の勘定に振り返る

2. 建設中の建物のために支出した費用

建設中に支出した費用は完成するまで「建設仮勘定」に計上し、完成時に「建物」へ振り替えます

建設中の建物等のために支出した費用は建物が完成するまで「建設仮勘定」に計上し、完成後に「建物」等の有形固定資産の各科目に振り替えます。

同じように、育成中の生物（果樹、牛馬等）に対して支出した費用は有形固定資産の「育成仮勘定」に計上し、成熟後に有形固定資産の「生物」勘定に振り替えます。

ア．費用支払い時：建設仮勘定の計上

期日	摘要	借方科目	税	借方金額	貸方科目	税	貸方金額
支払日	建設資材費の支払い	建設仮勘定 (資産)	課	1,000,000	普通預金	不	1,000,000

イ．完成時：建設仮勘定から資産勘定に振替

期日	摘要	借方科目	税	借方金額	貸方科目	税	貸方金額
完成日	建物の取得(完成)	建物	課	1,000,000	建設仮勘定	課	1,000,000

資産に振り替えた後は、耐用年数で減価償却費を計上します。

3. JA等への出資金

JAの出資金などの出資による持ち分については資産に計上し、脱退や譲渡等により出資金の返還があったときに取り崩す仕訳を行います。

なお、同業者団体等に対する入会金のうち他に譲渡できるもの及び出資の性質を有するものについては出資金と同様の扱いとなります。

ア．支払時：出資金の資産計上

期日	摘要	借方科目	税	借方金額	貸方科目	税	貸方金額
支払日	JA出資金の支払い	出資金	非	50,000	普通預金	不	50,000

イ．返還時：出資金の取り崩し

期日	摘要	借方科目	税	借方金額	貸方科目	税	貸方金額
受取日	出資金の返還	普通預金	不	50,000	出資金	不	50,000